

平成28年2月24日

関係各位

国立大学法人大阪大学

総長 西尾 章治郎



医療関係企業等による、各ガイドラインに基づく情報公開について

本学は、日本製薬工業協会が平成23年1月19日付けで策定した「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」の趣旨に賛同し、同協会会員企業等による情報公開に対し差し支えない旨を通知しているところです。

同ガイドラインの平成27年2月19日付け改定に対しては、今後の同様の趣旨に基づく改定も含めて、これに基づく情報公開は差し障りないものと考えています。

また、医療機関と関わる他の業界団体及び企業等に対しても、同様のガイドラインに基づく情報公開に対しては差し支えありません。

本学は、今後も引き続き最先端の教育研究の実施により社会に貢献するとともに、透明性の確保にも努めていく所存です。